

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和2年8月20日（木） 14時45分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 公立学校職員の懲戒処分について
- ・ 災害時における県立学校の被害状況調査・設計等業務に関する協定書を締結します

質疑事項

- ・ 県いじめ調査委員会の開催について
- ・ 定例会の議題について（三重県指定文化財の指定の一部解除について）

発表項目

本日は2点ございます。まず、1点目は職員の懲戒処分についてです。

本日の教育委員会定例会におきまして、公立学校職員の懲戒処分に係る審議を行い、小学校教諭を免職処分といたしました。事案概要はこのあと、教職員課長から説明いたしますが、7月に強制性交等で逮捕された事案に係る処分です。子どもを健全な成長に導く教員にあるまじき行為であり、被害者の方、保護者の方に深くお詫び申し上げます。また、学校教育に対する県民の皆様の信頼や期待を著しく損ないましたことにつきましても、重ねてお詫び申し上げます。これまで不祥事根絶の取組を進めておりますが、改めて今回の事案をふまえて、各学校で校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりが自分事としてしっかりと受け止め、行動できるよう取組を徹底してまいります。

（教職員課長）

それでは、お配りしている記者発表資料の2の概要の部分について、説明と補足をさせていただきます。

処分した者は、いなべ市立員弁東小学校教諭、黒野聖矢、男性、26歳でございます。年齢については明日も同じ26歳です。処分の内容は免職ということでございます。事案の概要は、令和2年5月14日、三重県内において女性が13歳未満の者であることを知りながら性交を行ったということで、これをもって免職処分としております。この事案につきましては、7月1日に三重県警に強制性交等の容疑で逮捕され、報道発表されている事案でございます。その後7月21日に、津地方検察庁四日市支部に起訴されております。これについても、報道発表や新聞記事がございました。その後、逮捕時から勾留されていましたが、8月11日に保釈されています。

警察や検察から、被害者保護の観点から被害者に係る事案の詳細は教えられないと言わ

れており、警察のほうでは報道発表したこと以外はお答えできないということですが、検察のほうは、こちらが確認をお願いする中で、起訴日が7月21日であるということ、罪状については強制性交等ということ、公訴事実については被害者が13歳未満の者であることを知りながら、令和2年に三重県内において同人と性交したものであることを確認しております。当該教諭と被害者との間では、示談が交わされております。その際に、被害者に関わることにについては口外しないという取り決めが交わされたということで、当該教諭から聞き取りをしていますが、被害者に関する供述については得られていません。ただ、教育委員会の聞き取りにおいて、女性が13歳未満の者であることを知りながら性交を行ったということについては認めております。聞き取りの中で、本人は強制性交等の罪にあたることは認識して深く反省しており、県教委による処分は受け入れると述べています。

説明は以上でございます。

発表項目に関する質疑

○公立学校職員の懲戒処分について

(質) 今、保釈されて裁判とかはどうなっていますか。

(答 教職員課長) 今後、裁判、公判があるとのことですが。直近で確認した際には、まだ裁判の具体的な日時等、連絡はきていないとのことでした。

(質) この女性との関係は言えないということなんですね。

(答 教職員課長) はい。

(質) こちらの聞き取りの中で、なぜしたということも言ってないですか。

(答 教職員課長) それについても、答えられないということです。

(質) その子は小学校の教え子ということじゃないの。

(答 教職員課長) それもわかりません。

(質) この教諭はいつから勤務されていて、確か担任を務めていたかと思いますが、そういったことを教えてください。

(答 教職員課長) 採用は平成28年4月1日に、同じ員弁東小学校の教諭として、ここで初めて新規採用されていて、今年度は4年生の担任でございました。5年目に入っている職員でございました。

(質) 採用からずっと同じ小学校だったということですね。

(答 教職員課長) そうです。

(質) あともう1点、聞き取りはいつされたかと、罪を認識し深く反省しているということですが、何か言葉としてありますか。

(答 教職員課長) 聞き取りにつきましては、ずっと拘留されており、起訴されたあとにやっと接見できまして、7月30日に初めて、いなべ市の教育委員会職員とこの学校の校長で接見し、聞き取りを行っています。その後8月6日、こちらは県の教育委員会と市教委も同席で聞き取りをしました。その後、先ほど申し上げましたように、8月11日に保釈

をされましたので、その翌々日の8月13日にもう一度、県教委から聞き取りをしております。計3回でございます。それから、本人の反省の弁なんですけど、懲戒処分を申し渡したときの言葉ですが、「被害者の方、そのご家族の方、関わってきた子どもたち、保護者の方、同僚、地域の方々、さらに、多くの教育関係の方にも大変申し訳なく思っています。自分の行動で信頼を失ってしまい、大変申し訳ありません。これからどう償ったらいいのか、償いようがありません。今後、公教育に携わる方々が、信頼を回復されるためにお世話いただくことを大変申し訳なく思っています。」という言葉、コメントがございました。

(質) 念のためなんですけど、生年月日って教えてもらえないんでしょうか。

(答 教職員課長) 生年月日は個人情報になりますので。

(質) ダメなんですか。

(答 教職員課長) はい。年齢は、明日も同じ年齢で、変わりません。

(質) この1週間でも変わらないか。

(答 教職員課長) はい、変わりません。

(質) 明らかに罪を認識していたのに、なぜこういうことをしたのかということは、何か言っているんですか。

(答 教職員課) そこにつきましても、被害者の女性のことに関わってきますので、お答えできないということです。

(質) 示談内容について教えてください。

(答) それにつきましても、いつしたか、どういう内容か、といったことはお答えできないとのことでした。

(質) 一応なんですけど、この学校の教頭先生、校長先生の処分は特にないんですか。

(答 教職員課長) そうですね、今のところありません。

(質) 予定もない。

(答 教職員課長) はい。

(質) 担当はクラス担任だけですか。

(答 教職員課長) 4年生の担任で、校務分掌的には、校内の研修担当でした。

(質) 4年生の学年主任なんですか。

(答 教職員課長) 主任ではなくて、クラス担任です。それであと学校全体の研修を担当する研修部長でした。

(質) 学校全体の研修というのは何をやるんですか。教科研修ですか、それとも全人的なものですか。

(答 教職員課長) 申し訳ありません。そこまで把握しておりません。

(質) それは大事だな。教師に人の道を説くような研修を行ってるなら、それはそれで罪は重いらろうし、単に教科研修ならまだしも。どういう内容の研修をやっていたか、あとで聞いて教えてください。

(答 教職員課長) わかりました。

- (質) 今年度は、教職員の処分は何件目なんですか。
- (答 教職員課長) 2件目になります。1件目は交通事故でした。
- (質) それも懲戒なんですか。
- (答 教職員課長) そうですね、懲戒処分になります。
- (質) 免職ではないですよ。減給とかですか。
- (答 教職員課長) 減給です。
- (質) この人がやったんですか。
- (答 教職員課長) 違います。これは7月にこの場で発表させていただいたものです。
- (答) 今年度2件目の懲戒処分ということで、前回の処分が交通事故で、減給処分を別の者にさせていただきました。

発表項目

○災害時における県立学校の被害状況調査・設計等業務に関する協定書を締結します

2点目のほうを説明させていただきます。

県立学校についてですけれども、災害時における県立学校の被害状況の調査・設計等の業務に関する協定を締結するというものでございます。

内容としては、県教育委員会と一般社団法人三重県建築士事務所協会は、今後発生が危惧されております大規模地震、あるいは豪雨災害等に備えるために、県立学校施設の被災時に、早期復旧に向けて、迅速な被害状況調査、設計等が必要となりますけれども、それを目的とした協定を締結いたします。締結式は9月1日(火)13時30分から14時まで、この場所でございます。ぜひご取材いただければと思います。相手方は一般社団法人三重県建築士事務所協会の会長の相原清安様、他2名の方がいらっしゃいます。

協定の内容ですけれども、大規模な災害で学校施設が多く被災した際には、まずその建物の損傷状況調査、これは被災度区分判定を含みますけれども、このことと、被害の状況図、復旧図の作成、修繕費用の積算等の業務が必要になっております。こういった部分には、専門的知識を有する技術者が必要となります。このため、三重県建築士事務所協会の会員様の技術者の人数、あるいは資格の種別を把握するための名簿をあらかじめ作成いただいて、被害状況の調査、設計業務を円滑に進める体制を構築したいというものでございます。このことによって、もし被災した場合でも速やかに復旧を行うことで、子どもたちの学校教育活動の早期再開を図っていきたいというものでございます。協定締結による主な業務内容と、団体様の概要はそこに記載させていただいておりでございます。なお、こういった協定を結ぶのは、都道府県レベルでは、静岡、大阪に次いで三重県が3番目となります。

以上です。よろしく申し上げます。

発表項目に関する質疑

○災害時における県立学校の被害状況調査・設計等業務に関する協定書を締結します

- (質) こういう類の協定というのは、三重県として当然初めてということなんですよ。
- (答) はい、そうです。
- (質) 資格の種別は、そういうときの何か特別な資格がいますか。
- (答 学校経理・施設課長) そうですね、一級建築士の方が何人いらっしゃるかと。
- (質) 加盟しているのはどれぐらいあるんですかね。
- (答) 下のところに書かせていただいているように、9支部で197の事務所となっております。
- (質) 今まで、災害が起きて校舎が壊れたりしたときは、どういう手順でどういうふうに行っていたんですか。
- (答) 今まで、災害が起きたときには、例えば紀南の大水害のときには、被災状況を職員が把握して、それから災害査定を受けるための設計書も作成して、実際に復旧となったときには、外部の事業者が発注をいたしまして工事をしていくというふうな状況です。
- (質) 外部事業者が発注するという事は、入札をかけるわけでしょう。
- (答) そうです。
- (質) 今回の場合は、入札をかけないわけですよ。調査そのものは決め打ちで、県建築士事務所協会へ丸投げして、そこが例えば1番近いところの支部の業者を選定してやるじゃないですか。それは入札制度上の問題はないんですか。
- (答) まず災害の状況調査、建物の損傷状況の調査、被災度区分判定などがありますので、大規模の場合を想定していますけれども、被害状況図や復旧図の作成に相当の人数と専門資格を持った方が必要ですので、その部分についてまずしっかり対応していくということです。
- (質) 今まではその調査をするのに入札をかけていたわけでしょう。
- (答) 調査そのものは職員がやっていました。
- (質) 職員だけではなく、一級建築士が見なければいけない部分もあるでしょう。入札でそういう調査をして、設計をして、そこから本体工事の入札をかけるわけじゃないですか。そのところを今回は端折った形で、ある意味随意契約に近い形になりうるけど、そこは制度上問題ないんですか。
- (答 学校経理・施設課長) 南海トラフなどの大規模災害を想定してまして、通常の入札などができる範囲の災害であれば、これまでどおり営繕課に依頼するなどの手続きがありますが、東日本大震災などの大規模災害が起こったときの準備ということで、通常の動かし方ではできないような場合は、このような準備をしておいて、速やかに復旧ができるようにしていきます。普通に動けるときは、今までとやり方は変わりません。
- (質) 三重県は、国際競争入札の枠組みの中でやっているけど、このようなやり方で問題はないんですか。チェックはしているんですか。
- (答 学校経理・施設課長) はい、しています。災害時に緊急で仕方がないときは、こういうやり方も大丈夫です。

- (質) この調査そのものは、ボランティアとか無料ではないですよね。
- (答 学校経理・施設課長) はい。
- (質) 調査をしたときは費用が発生するんですか。
- (答 学校経理・施設課長) はい。
- (質) 協会のご厚意ではないんですね。
- (答) はい。
- (質) 通常ではない大規模な災害でやり方を変えるという話でしたが、どこにラインがあるんですか。
- (答 学校経理・施設課長) 綺麗な明確なラインはありませんが、県全体ではなく部分的な場合など、県の業務が通常にできる状況であれば、もちろん通常どおりやっていきますが、東日本大震災クラスの大災害が起こって、おそらく通常のやり方ができないという場合に備えてということです。
- (質) 今まで状況図や復旧図は職員が作成していたのですか。
- (答) はい。
- (質) それを協会にお願いしていくんですね。
- (答) 状況図も、例えば紀南の大水害のときには紀南高校とかが被災しましたが、一つの高校で校舎も限られていて、一定の期間で把握できるので、職員が現場に行って把握しています。
- (質) 数が多くなったときに、協会にお願いすれば有償ですよね。
- (答) はい。
- (質) 協会に頼めば速やかにやってもらえるのですか。
- (答) 事前に、一定の技術者の人数や資格種別の名簿をあらかじめ作成していただくことから協定の部分は始まりますので、協会としてもそれらの体制をとっていただくことから始まると思います。
- (質) 言うなれば発注が速やかになるという感じですか。
- (答) そうですね。大規模な災害が起きたときに、県内でこういった状況で有資格者の方がいらっしゃるかを平常時から把握させていただきます。
- (質) 締結式は30分ありますが、何をやるのですか。
- (答) 相手の方に来ていただいて、趣旨を説明していただき、我々の思いも伝えさせていただき、その上で協定をさせていただきます。
- (質) あくまで県立学校の話だと思うのですが、小中学校はどうするのですか。
- (答) 小中学校については、市町立の施設になりますので、技術的なアドバイスなどは平時からしていますが、基本的には市町で対応していただくことになります。
- (質) 市町レベルでこういう締結をしているところはありますか。
- (答) 県内はありません。

その他の項目に関する質疑

○県いじめ調査委員会の開催について

(質) 明日から、おとし自殺された高1のいじめの再調査がありますけど、その理由と再調査をしなくてはいけなくなったことについての教育長のお考えを聞かせてください。

(答) いじめ対策審議会というところがございまして、そこで調査をいただいたわけです。内容としては、教員あるいは生徒への聞き取り、それから生徒へのアンケートということで、その経過をご遺族にもご報告してきたところなんですけれども、その中でご遺族から指摘のあった一部の事案について、生徒に複数回にわたり聞き取り調査の要請を行ったんですけれども、その聞き取りが実現できなかったというところがございまして、それで、ご遺族の何があったか本当に知りたいという気持ちに応えることができなかったということにつきましては、大変申し訳なく思っております。調査報告書の中でも再発防止の提言を我々も受けていますので、こういったことに1つ1つ真摯に取り組んで、二度とこういったことを繰り返さないように取り組んでいきたいと思っております。

(質) 再発防止のために、加害者の生徒たちから、より詳しく聞かなくてはいけないということですか。

(答) 今度の調査は、知事部局においてなされるわけなんですけれども、我々の所管しております審議会においては、該当するとされる生徒について聞き取りを要請したんですけれども、聞き取りが実現できなかったということで、保護者の方にとってみれば、その部分が明らかになってないということで、再調査の要請を知事のほうにされたというふうに認識しております。ですので、我々がご遺族の気持ちにそぐえなかったということ、調査をそこまでできなかったというのは、大変申し訳ないというふうに思っております。

(質) 当時、なぜ聞き取りがそれぞれの方々にできなかったのですか。

(答) すべての事案について聞き取りができなかったというわけではなくて、1つ1つ丁寧に審議会では調査をしていただいて、ご遺族から指摘のあった1つの事案、亡くなられた生徒の自転車が壊されたという事案について、聞き取りができなかったということです。

(質) つまり保護者の方がそこへ聞いてほしかったわけですよね。だけど、なぜその事案については聞いてなかったのか、あるいは聞けなかったのか。

(答) 聞いてないということではないんですけれども、生徒やその保護者の方に、聞き取りの要請を再三にわたり審議会のほうからお願いをしたところではあったんですが、それに応じていただけなかったので、聞き取りそのものが実現できなかったということでございます。

(質) その上で聞くんですけれども、当時応じてもらえなかったその話を、今改めて再調査という形で、教育長も期待されているとは思いますが、その方々に果たして聞くことができるのでしょうか。

(答) 私共の立場としては、ご遺族からご要請があったことについて応えきれなかったですので、知事部局で今度あらためて再調査をするということについて、できないとかいうこ

とをなかなか申し上げられるということではないと思うんですけども、やっぱりご遺族に対しては大変申し訳ないと思っていますので、今度の再調査において、ご遺族の思いがかなうというか、思いに寄り添うような調査をしていただければというふうに思っております。

○定例会の議題について（三重県指定文化財の指定の一部解除について）

（質）指定を一部解除する天然記念物の滅失って、何がなくなったんですか。

（答）名勝二見浦という砂浜なんですけれども、指定以後、道路が作られたり、伊勢シーパラダイスがそこにできているということで、その部分について、県文化財保護審議会から、経緯を調査して審議会にあげるべきというご指摘がありましたので、今回こういう形で、部分的に指定解除させていただくものです。

（質）勝手に工事をやっていたというわけではないんですか。

（答）そういうことではないです。

（質）手続きはちゃんとしているんですか。

（答）そう思います。

以上、15時16分終了